

令和 7 年度
山形県地域公共交通計画策定調査業務

特記仕様書

山形県地域公共交通活性化協議会

1. 業務名称

本業務は「山形県地域公共交通計画策定調査業務」と称する。

2. 対象地域

本業務の対象地域は、山形県全域とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務の目的

本県における地域公共交通は、高齢者の買い物・通院や高校生の通学などといった日常生活の外出手段として、また、観光・交流のアクセス手段として、市町村の地域内及び市町村をまたぐ地域間を繋ぐ重要な役割を果たしている。一方で、道路交通網の整備の進展や郊外部への市街地の拡大などを背景に、自家用自動車が普及するとともに、公共交通離れが進み利用者が減少している。そのため、公共交通事業者の収支悪化を招き、減便や路線廃止などのサービス水準や利便性の低下につながり、さらに、利用者の減少を招くといった状況にある。さらには、高齢化に伴い、地域公共交通を担う運転手不足が、深刻な問題になりつつある。

こういったことに加え、令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」（以下「地域公共交通活性化再生法」という。）の改正の動きも受け、本県では県内全市町村と一体となって、令和3年3月に「山形県地域公共交通計画」（以下「現計画」という。）を策定し、県民や来訪者の「移動」全体の利便性の向上を図るための取組を推進してきたところである。

本業務においては、現計画において設定している目標の達成度を分析しながら、引き続き、県民や来訪者の「移動」全体の利便性の向上を図るための取組を実施していく必要がある。

また、国の動きとして、各地域で深刻化している地域の移動手段の維持・確保に係る課題に対し、地方公共団体を中心として、多様な関係者が本格的に連携・協働して対応していくため、2023年（令和5年）9月に、国土交通大臣を議長とする「地域の公共交通・デザイン実現会議」が設置された。2024年（令和6年）5月には、同会議のとりまとめが公表され、「『地域公共交通計画』の実質化に向けた検討会」における中間とりまとめでは、「地域交通を取り巻く状況を踏まえ、地域公共交通計画についても、『モデルアーキテクチャ（標準構造）』に基づくシンプルで一貫性のある構成としながら、移動に関わるデータを活用することにより、可視化された課題に対して、分野横断で関係者の参画を得て、先手先手で地域全体を面的に捉える計画へアップデートしていくことが求められている。」と言及されている。

さらに、地域の足及び観光の足の不足の解消に関する対策を総合的に推進するため、2024年（令和6年）6月に、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省『交通空白』解消本部」が設置された。同本部の取組を受けて、県内においても新たに日本版ライドシェアの導入があったほか、同年11月に、「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」が設置され、自治体、交通事業者及び様々な分野の企業・団体群が連携し、実効性かつ持続可能性のある取組を推進することとされている。

本業務においては、人流データ等の動的データや、現計画期間中に県、市町村及び交通事業者が一体となって整備してきた「山形県地域公共交通情報共有基盤」等の各種データを活用し

ながら、現状と将来の状況を分析するとともに、国における新たな動きを踏まえ、交通空白や運転手不足の解消等に向け、取り組む必要がある。

加えて国においては、地域公共交通計画に不足するもの、過剰な負担となっているものを明確化するとともに、自治体、交通事業者、関係団体等の役割分担や体制の充実、人材確保・育成を進めることで、地域公共交通の取組を推進するため、2023年（令和5年）12月に「『地域公共交通計画』の実質化に向けた検討会」を設置し、2024年（令和6年）4月に「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデート（以下「アップデート」という。）が公表されている。

本業務においては、当該アップデートを踏まえ、地域公共交通計画を体系立てて整理することで、目標、施策の実効性に資することを目指すものである。具体的には、本県では、高齢者人口が一貫して増加してきており、高齢者の免許自主返納者の増加によって、ドアツードアの移動ニーズも増加するなど、地域公共交通に期待される役割、ニーズは一層増加、多様化することが予想される。その需要にきめ細やかに対応するため、これまで現計画で課題等を整理するに当たって設けている地域間ネットワークの区分「県際・地域間路線」「地域内市町村間路線」「市町村内」の考え方を踏襲しつつ、「県際・全県（広域）」「総合支庁圏域（中域）」「市町村（狭域）」「全域共通」として、体系を再編する必要がある。

以上のことを踏まえ、本業務では、県、市町村、交通事業者が連携し、県内の公共交通に関する各種データの集計・分析などを実施し、鉄道及び市町村間幹線バス路線を中心とした県の広域交通やこれらに接続する二次交通の見直し等、県内全体の地域公共交通の持続性・利便性を高めるための地域公共交通計画（以下「本計画」という）を作成するものである。

5. 業務内容

「山形県地域公共交通計画作成」に向け、以下業務（１）から（４）までを行うものとする。

（１）計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

（２）現計画の目標と達成度・要因分析

現計画に設定している各目標の達、未達の状況について整理するとともに、特に未達の場合の達成度とその要因について整理する。

<参考：現計画で定める目標>

【大目標】 「移動」全体の利便性向上	数値目標 1 県民一人当たりの鉄道・バス・タクシー利用回数	18.0回／人
	数値目標 2 RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）	県外との移動 60,000人、県内での移動 70,000人
【中目標】 (1)データの集約・共有	数値目標 1 5大CP掲載交通サービスの事業者数・路線数	全て100%
	数値目標 2 協議会へのデータ提供交通事業者の割合	全て100%

	数値目標 3 一定の機関・施設のうち協議会へのデータ提供機関・施設の割合	50%
(2) 移動のシームレス化（移動の円滑化）	数値目標 1 キャッシュレス決済導入率	100%
	数値目標 2 主要交通結節点におけるバリアフリー化・全天候型の交通結節点の数	バリアフリー化 6結節点、全天候型 100%、バリアフリー化かつ全天候型 6結節点
(3) 移動の軸となる公共交通事業（鉄道・バス・タクシー）の維持・強化	数値目標 1 各モード（バス・タクシー）の運送事業収益	バス35億円、タクシー60億円
	数値目標 2 幹線バス路線の人口当たりの乗車人員	1.75回／人
	数値目標 3 市町村総合交付金対象路線・サービスの人口当たりの乗車人員	2.5 回／人
	数値目標 4 市町村の移動サービスに対する負担額	地域鉄道7,203万6千円、路線バス4億6千万円、コミュニティバス4億4千万円、デマンド交通1億5千万円、タクシー1億円、負担額総計12億 2,203万6千円

（３）本県の現状・問題点の分析等及び計画案のとりまとめ

本県の人口や高齢化率、施設分布等の地域特性及び人流データ等の活用による人の動きや各公共交通機関の運行状況、利用状況等の交通特性から地域の現状を整理する。加えて、各市町村の地域公共交通計画、その他関連計画において記載されている公共交通に求められる役割について整理する。

①各種統計データ等に基づく地域現況の整理

本県各市町村の人口の分布状況等を整理する。総合病院・大規模商業施設・高校・公共施設などの広域都市機能の立地状況を整理するとともに、人流データ等の動的データや国勢調査等の統計データを用いて移動実態を把握・整理する。

②地域公共交通の現状整理

既存資料・データや交通事業者が提供している公共交通情報（ルート、運行時間帯、本数、運賃体系等）から、各市町村の交通ネットワークの状況及び地域間幹線系統などの市町村間を跨ぐ広域交通ネットワークの運行状況や、地域内交通との接続箇所・接続状況、利用者のニーズなどについて、本県の地域公共交通の現状を整理する。

現状整理に当たっては、可能な限り、既存の統計資料を活用し、交通事業者が所有している利用状況・実績データ、収支状況等の報告を受ける運輸局の部内資料や、本計画の共同策定主体である県内の各市町村への照会、地域公共交通活性化再生法の法定協議会に参画する事業者等へのメール・電話によるヒアリングも組み合わせ、最低限必要な補足調査をアンケ

ート等で実施することとし、省コストで効率的な調査実施を図ることとする。調査実施計画及び調査票の設計は発注者と協議のうえ、受託者が行い、実施（メールアンケートの送付・回収）は県（利用者のニーズ調査等については、内容や規模に応じて別途協議）が行うこととする。

③上位計画及び関連計画の整理等

県の上位計画・関連計画との関係、各市町村の公共交通政策との関係、計画の区域、計画の射程及び計画の期間について整理する。

④課題、目指すべき姿・対応方針、目標、施策・事業、評価の整理

上記（２）、①及び②並びに後述の協議会ワーキンググループでの議論等を踏まえ、「県際・全県（広域）」、「総合支庁圏域（中域）」、「市町村（狭域）」、「全域共通」ごとに課題、目指すべき姿・対応方針、目標、施策・事業について整理する。

また、評価の考え方、評価を踏まえた対応方向及び計画の推進体制について整理する。

⑤本計画案のとりまとめ

上記（２）及び①から④までの内容その他の本計画策定に当たり必要な事項について、計画案としてとりまとめを行う。

とりまとめに当たっては、QGIS等を活用しながら視覚的に分かりやすい記載に努めるものとする。

（４）協議会等の開催・運営支援

①協議会の開催・運営支援

本県に必要な地域公共交通の維持確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した地域公共交通の実現に必要な事項を協議するため協議会を開催する。（県全体の協議会は４回開催を想定。）

協議会の運営支援として、会議資料の作成、会議での補足説明、議事録作成などを行う。

②地域別部会（検討部会）の開催・運営支援

計画策定に必要となる現状・ニーズを把握し、地域ごとの問題点・課題の整理や、計画案の協議・調整を行うために、県内４地域ブロックで地域別部会（検討部会）を開催する。（４総合支庁単位で各２回開催を想定）

ワーキンググループの運営支援として、会議資料の作成、会議での補足説明、議事録作成などを行う。

６．打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時（１回）、中間（３回）、最終納品時（１回）の計５回、打合せ協議を行う。なお、打合せに用いる資料には、その根拠資料を必ず添付するものとする。

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおり。

- ア. 業務報告書一式（各種調査報告書、分析資料等含む）
- イ. 地域公共交通本計画書（A4カラー横書き 左綴じ）
- ウ. 全成果品の電子媒体（MSOffice File、PDF等）

納品部数については、アについては1部、イについては100部を想定する。なお、納品部数の変更等に当たっては、発注者及び受託者間で協議するものとする。

8. その他

- （1） 受託者は、業務遂行上、貸与が必要な資料がある場合、発注者と協議するものとする。
- （2） 受託者は、本業務に係り知り得たことを第三者に漏らしてはならない。
- （3） 本業務の履行に関し不明な事項、又は、疑義ある事項については、双方の協議によるものとする。
- （4） 本業務における成果品は、全て山形県地域公共交通活性化協議会に帰属するものとする。